

埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	8月25日	9月1日	9月8日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	70.4% (1,243/1,766)	70.2% (1,287/1,834)	69.3% (1,279/1,845)
入院率	40%以下 (25%以下)	5.0% (1,277/25,754)	9.9% (1,341/13,554)	11.3% (1,318/11,654)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	78.5% (164/209)	70.2% (165/235)	57.6% (136/236)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	350.9人 (25,754)	184.7人 (13,554)	158.8人 (11,654)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	20.7%	16.8%	10.9% ※9月7日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	161.1人 (11,824人)	130.9人 (9,605人)	79.1人 (5,804人)
感染経路不明割合	50%	52.6%	48.0%	47.4%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日) ※平均世代時間を5日と仮定	1.041	0.862	0.698

緊急事態宣言の延長について

政府が**緊急事態宣言の期間を延長**しました
そこで、次のとおり**協力を要請**します

◆ 対象区域 **埼玉県全域**

◆ 実施期間 令和3年8月 2日（月） から
令和3年**9月30日（木）** まで

県民の皆様への要請

(特措法第45条第1項)

依然として**多くの感染が発生している**ことを踏まえ、
以下の内容の**徹底を要請**

- ◆ 感染防止**対策が徹底されていない**飲食店等や
休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に**控える**

※飲食等については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用

- ◆ 不要不急の旅行など**県境をまたぐ移動は極力控える**

- ◆ 日中も含めた不要不急の**外出・移動の自粛**
外出する場合でも、**混雑している場所や時間を避けて行動**

飲食店に対する要請

(特措法第45条第2項)

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	飲食店	第14号	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）
	遊興施設	第11号	バー等で飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。）

特措法第45条第2項に基づく要請

酒類提供・カラオケ設備の使用の有無	要請内容
酒類提供又はカラオケ設備の使用 あり	・ 休業を要請
酒類提供及びカラオケ設備の使用 なし (飲酒の機会を提供しないこと)	・ 営業時間短縮を要請 (午前5時から午後8時まで)

- ・業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
- ・長時間（90分超）の会食を避け、4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう利用者に働きかけ

◆ 県内飲食店の遵守率は**約97%**であるが、一部の繁華街では**80%程度**

→ 個別の呼びかけや法に基づく命令手続き等を進めていく。

大規模商業施設(床面積1,000㎡超)に対する要請

(特措法第45条第2項等)

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	物品販売業を営む店舗等	第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など (食品、医薬品等生活に欠くことができない物品の売場を除く)

特措法第45条第2項に基づく要請

【入場整理】入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置
及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと

特措法第24条第9項に基づく要請

【営業時間】 午後8時まで
【酒類提供等】 酒類提供及びカラオケ設備の使用をしない(飲酒の機会を提供しない)
【入場整理の周知】 入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること
【食品売場等での入場整理】 百貨店の地下の食品売場等において、入場者の整理等を行うこと

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項等)

人数上限	施設の収容定員に応じ以下のとおり <u>10,000人超</u> の施設 ... 5,000人 まで <u>10,000人以下</u> の施設 ... 収容定員の半分 まで
開催時間	無観客の場合を除き、 午後9時まで
酒類提供 カラオケ設備	酒類の提供及びカラオケ設備の使用をしないこと (飲酒の機会を提供しないこと)
その他	・ 主催者は、イベントの事前相談のためのチェックリストや結果報告資料等を作成し、<u>1,000人を超えるようなイベント</u>などの場合は、県に事前相談を行うこと。 ・ 緊急事態措置区域から除外後、まん延防止等重点措置に移行する可能性があるため、10月末日までに開催するイベントについては、収容定員10,000人超の施設の人数上限を5,000人までとし、それを超えるチケット等の販売を行わないこと。

新

事業者へのお願い

(その他のお願い)

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の徹底、休暇取得の促進等による**出勤者数7割減・接触機会の低減**
- ◆ 可能な限り、**県境を越えて業務を行わせない**
- ◆ **職場・寮**における**感染防止対策の徹底**
- ◆ 従業員等へ、**感染防止対策の徹底**や**会食自粛**等の呼びかけ
- ◆ 休憩・休息、食堂での飲食時に、**混雑する時間をずらす**、**できる限り2mを目安に距離を確保**するなどの**対策を実施**

新型コロナワクチンの確保について

国は、第15クール（9月27日の週、10月4日の週）までにモデルナ社製のワクチンを活用した職域接種などを含めて、12歳以上の接種対象者の80%に接種できる数量のワクチンを分配する方針を示した。

【埼玉県内の接種対象者の全員分の接種回数】

埼玉県内の12歳以上人口6,680,240人 × 2回接種分 = 13,360,480回分 . . . A

1 既に確定したワクチン確保分

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ・ファイザー社製ワクチン[第15クール（10/4の週まで）] | 9,844,770回分 ① |
| ・モデルナ社製ワクチン[接種実績（9/6まで）] | 913,112回分 ② |
| ・アストラゼネカ社製ワクチン[国への申請実績（8/30まで）] | 13,300回分 ③ |

【ワクチン確保率 $(①+②+③) \div A$ 】 **80.6%**

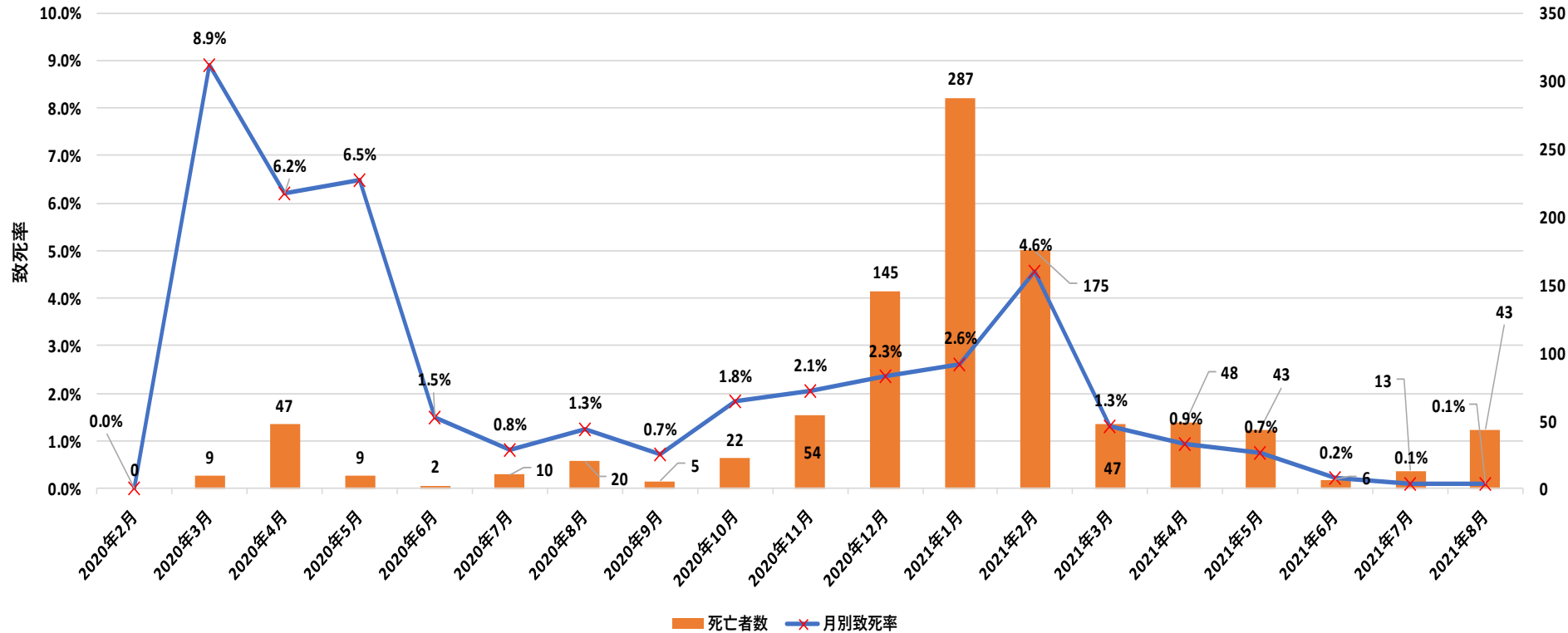
2 今後の見込み

9月10日に国から県全体の分配量が示される予定。

※ファイザー社製ワクチン[第15-2クール（10/4の週）]

⇒ **本格化していく職域接種の伸びもあり、さらにワクチン確保率が上がる見込み**

月別致死率と死亡者数



- ・ 上表は、「陽性判明日」をもとに集計しています。
- ・ 各月の致死率は、陽性判明者数を分母とし、そのうちこれまでに死亡と報告された者数を分子として集計しています。

保育所・放課後児童クラブでの感染防止対策の取組

1 家庭内での感染防止対策の徹底

・家庭内での感染を防ぐために

「感染予防のポイント」を **保護者** や **職員** に働きかけ！

→ 手洗い・うがい・換気などの基本の徹底に加えて

- ・ **食器** や **歯磨き粉** などの共用を避けましょう！
- ・ **共用部分**（ドアノブ・リモコン等）からの感染に注意しましょう！



など

2 園内での感染防止対策の徹底

・場面ごとの対策！感染防止対策リーフレット



・「感染管理認定看護師」によるワンポイントアドバイス

（毎週更新中！）

・保育士等のワクチン接種の促進

- ・ 県ワクチン接種センター（4か所）の情報発信
- ・ 市町村における優先接種情報についても県HPで発信

など



3 園に持ち込まない対策の充実

保護者 も **職員** も 保育所や放課後児童クラブに
コロナを持ち込まないために.....

・**保護者** や **職員** 向け

「感染管理認定看護師」からの
ちょこっとアドバイス



・ 園内に感染を広げないための
「登園・出勤時のチェックポイント」
を **保護者** や **職員** に働きかけ！

- ・ 登園前の検温はお済ですか？
- ・ ご家族に体調不良者がいませんか？
- ・ ご家族の職場や学校などで感染が
広がっている場合は特に注意を！

など



※私立・公立幼稚園においても同様の感染対策を実施

妊産婦に対する新型コロナウイルス感染症対策

① ワクチン優先接種

- **55 (87%)** の自治体が優先接種の対応を行うとしている。※
- HP・SNS・全戸配布などを通じて周知を行い、希望する妊婦に対し、接種ができる体制を整えている。

※ 残りの8自治体については、接種が進んでいることにより予約枠に余裕が出ているため、優先枠を設定していない。

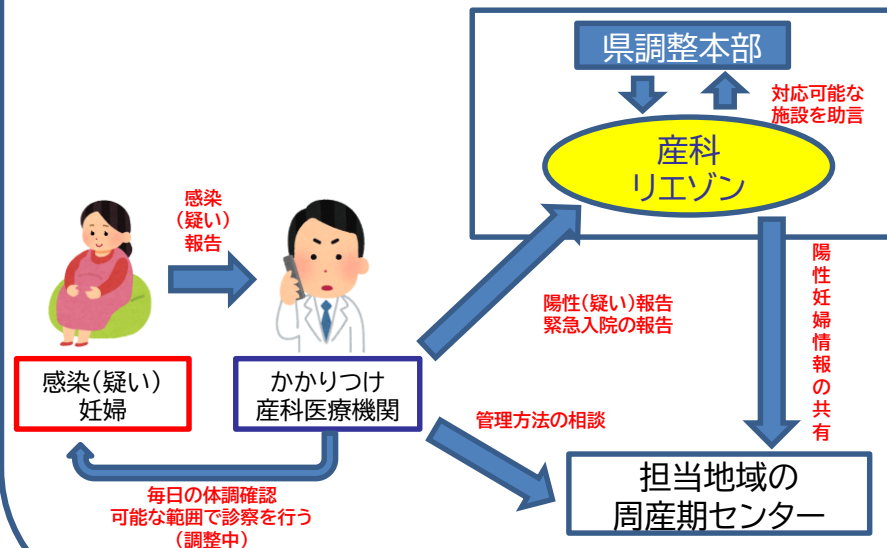
② 入院受入病床

- 妊産婦の受入については、妊娠週数や母体の状況などに応じ、県内14の周産期医療施設が中心となって受入を行っている。

⇒ 専用病床15床・一般コロナ患者との兼用病床 7床 **計22床確保**

③ 産科リエゾンシステム

- 埼玉県産婦人科医会の協力のもと、妊産婦患者が発生した場合の円滑な受入のためのリエゾンシステムを構築した。



緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応について

学校における感染拡大に対する高い危機管理意識を持ち、引き続き対策を継続

1. 学校における感染防止対策：3つの柱+プラス

第1の柱 授業における対策

分散登校等による教室内生徒数の削減を継続

- 生徒間の間隔は可能な限り2m
- 分散登校とオンライン学習の併用 等

第2の柱 部活動・学校行事における対策

部活動・学校行事の制限を継続

- 部活動は、平日のみ週2回、90分以内、校外活動禁止
※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く
- 泊を伴う修学旅行等は、延期又は中止
- 県境を越える泊を伴わない遠足等は、延期又は中止
- 文化祭・体育祭等の学校行事は、児童生徒及び教職員のみで実施

※ 特別支援学校については、児童生徒の障害の状況、学校の実情等を踏まえて対応

第3の柱 陽性者発生時の拡大防止対策

感染拡大防止のための適切な対応を徹底

- 適切な学級閉鎖等の措置
- 感染管理認定看護師による早期支援

(eMAT for School)

3つの柱+プラス 教職員・生徒のワクチン接種の促進

- 接種希望教職員の早期接種（特別支援学校等）
- 生徒に対するワクチン接種への理解促進・適切な配慮

2. 基本的な感染防止対策の強化

- 体調不良者等の登校・出勤自粛の徹底
※ 家族の体調不良の際の自粛も徹底
- マスクの正しい着用の徹底・不織布マスクの推奨
- 食事中の会話禁止の徹底（会話は食事後にマスクを付けて）
- 直行直帰の徹底（寄り道をしない）

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）